

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成25年3月6日
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-5208-5211
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2-1)

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。また、愛称または別称として、「NYダウETF」、「NYダウ上場投信」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり、9,135円とします。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「委託者」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1口当たりの価額で表示されず。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先>

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

(5) 【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が含まれます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、10万口以上1千口単位とします。

詳しくは販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先>

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

(7) 【申込期間】

平成25年3月7日から平成26年3月6日まで

（上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）

なお、委託者は、次の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行なうことができます。

取得申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日

上記のほか、委託者が、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1)投資方針」に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先>

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日毎の申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託者の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込みの取扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社の所定の方法でお申込みください。

取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の取り消し

金融商品取引所等（金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

クローズド期間

ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、Dow Jones Industrial AverageSM（「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均」）を対象指標とし、対象指標に連動する投資成果を目指す投資信託証券に投資を行なうことにより、円換算した対象指標に連動する（基準価額の変動率が対象指標の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）投資成果を目指す追加型株式投資信託です。

Dow Jones Industrial AverageSM（「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均」）

Dow Jones Industrial AverageSM（以下「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均」といいます。）は、米国の株式市場を左右する業界における有力企業30銘柄で構成された代表的な株価指数です。いわゆる伝統的な「工業株」に限定されるものではありません。ダウ・ジョーンズ工業株30種平均は米国市場全体を計る基準として使われ、金融界、技術産業、小売業、娯楽産業、消費財市場と様々な業種からなります。その結果、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均のパフォーマンスは何百、何千という構成銘柄からなる、より複雑な指数のパフォーマンスと高い相関関係にあります。ダウ・ジョーンズ工業株30種平均は株価指数を開始した当初の計算方法とほとんど同じ方法で現在も計算されています。それは、主要取引所における構成銘柄の株価を単純に加算した合計値を現在の序数で割るという方法です。ダウ工業株30種平均は100年以上の歴史をもつ唯一の代表的な市場指数です。構成銘柄の変更は稀ですが、通常、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均を構成する企業が大規模な変遷を遂げるときなどに見直しがあります。例えば、本業の変更、他企業による買収、倒産、などの場合です。構成銘柄見直しの頻度やその時期に関しては決まっておられません。ウォール・ストリート・ジャーナル紙の主要な編集陣が彼らの裁量で必要と考えたときに銘柄入れ替えが行われます。

構成銘柄の選定はその彼ら個々の判断によりますが、他の主要編集陣が相談にのることもあります。構成銘柄の選定要素としては、必ず米国の企業であり、業界における牽引役であること、そして投資家に広く支持され、長期間に亘って持続的成長を遂げていることです。

「Dow Jones Industrial AverageSM」（「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均」）はCME Group Index Services LLC（「CME」）の登録商標であるDow Jones Indexesの商品で、その利用許諾についてはライセンス契約が締結されています。「Dow Jones®」、「Dow Jones Industrial AverageSM」、および「Dow Jones Indexes」はCMEと契約を締結しているDow Jones Trademark Holdings, LLC（「Dow Jones」）の商標で、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社による一定の目的のための利用が許諾されています。「Dow Jones Industrial AverageSM」を参照する当ファンドは、Dow Jones及びCME、またその関連会社により支援、奨励、販売、販売促進されておらず、Dow Jones及びCME、またその関連会社は当ファンドへの投資が望ましいかどうかについて表明はしていません。

ディスクレイマー

「Dow Jones Industrial AverageSM」（「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均」）はDow Jones Indexesの商品で、CME Group Index Services LLC（「CME」）の登録商標であり、その利用許諾についてはライセンス契約が締結されています。「Dow Jones®」、「Dow Jones Industrial AverageSM」、および「Dow Jones Indexes」はCMEと契約を締結しているDow Jones Trademark Holdings, LLC（「Dow Jones」）の商標で、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社による一定の目的のための利用が許諾されています。「当ファンド」は、Dow Jones及びCME、またその関連会社により支援、奨励、販売、販売促進されておられません。Dow Jones及びCME、またその関連会社は「当ファンド」

の保有者もしくは公衆に対し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、一般的な投資について、または具体的に当ファンドへの投資について、それが望ましいかどうかいかなる表明または保証を行いません。Dow Jones及びCME、またその関連会社と認可所有者との間の関係は唯一、Dow Jones および「Dow Jones Industrial AverageSM」の一定の商標、商号の使用を許諾することのみであり、Dow Jonesおよび「Dow Jones Industrial AverageSM」は、「認可所有者」または「当ファンド」と関わりなくCMEが決定、構成、算出するものです。Dow Jones及びCME、またはその関連会社は「Dow Jones Industrial AverageSM」の決定、構成または算出に関し、「認可所有者」または「当ファンド」の保有者の要求を考慮する義務を負いません。Dow Jones及びCME、またその関連会社は、「当ファンド」の発行に関しその時期、価額もしくはその数量の決定について、または「当ファンド」を換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負わず、また関与していません。Dow Jones及びCME、またその関連会社は「当ファンド」の管理や市場調査や取引に関する義務または責任を負いません。上記にかかわらず、CME Group Inc. またその関連会社は、「認可所有者」が現段階において上場させる「当ファンド」に関連のない金融商品、ただし、「当ファンド」に類似していても、「当ファンド」と競合するような商品を、独自に発行、支援することがあるかもしれません。さらに、CME Group Inc. またその関連会社は、「Dow Jones Industrial AverageSM」に連動する金融商品を取引することもできるかもしれません。その取引の結果、「Dow Jones Industrial AverageSM」および「当ファンド」の価値が影響を受ける事もあり得ます。

Dow Jones及びCME、またその関連会社は「Dow Jones Industrial AverageSM」またはそれに含まれるデータの正確性および/または完全性を保証しておらず、またDow Jones及びCME、またその関連会社は、「Dow Jones Industrial AverageSM」に関する誤り、不作為または中止について責任を負いません。Dow Jones及びCME、またその関連会社は「Dow Jones Industrial AverageSM」またはそれらに含まれるデータの利用により、「認可所有者」、「当ファンド」の保有者またはその他いかなる人もしくは組織に生じた結果について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行いません。Dow Jones及びCME、またその関連会社は、明示的または黙示的でないいかなる保証も行わず、かつ「Dow Jones Industrial AverageSM」またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、Dow Jones及びCME、またその関連会社は、例えその可能性につき通知されていたとしても、いかなる喪失利益または間接的、懲罰的、特別もしくは重大な損害についても責任を負いません。Dow Jonesおよびシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社との間の契約または取決めにより、CMEに対して認可を許諾するもの以外の第三者で利益を得る者はありません。

- (注) 2010年3月19日に、ダウ・ジョーンズ・アンド・カンパニーとCMEグループは世界的な金融指数サービス事業を行う合併会社を設立することを契約し、その会社は「CME Group Index Services LLC」（「CME」）となることを発表しました。その契約の内容は、CMEが金融指数事業に対して長期的にダウ・ジョーンズの名称をライセンス利用することです。上記はその発表による修正となります。

ファンドの信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

- ・受益権が上場されます。

下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口単位です。

手数料は申込みの販売会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

- ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行ないます。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を經由して名義登録を行なうことができます。
- ・投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

以下の投資信託証券に投資します。

ケイマン籍米ドル建外国投資信託「シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」

証券投資信託「SAMマネー・マザーファンド」

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において追加型投信 / 海外 / 株式 / ETF / インデックス型に該当し、属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合	ETF	特殊型

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託および租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
--------	------	--------	------	-------	----------

株式 一般	年1回	グローバル			日経225
大型株	年2回	日本	ファミリー ファンド	あり ()	
中小型株	年4回	北米			
債券 一般	年6回	欧州			TOPIX
公債	(隔月)				
社債		アジア			
その他債券	年12回		ファンド・オブ ・ファンズ	なし	
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア			
不動産投信	日々	中南米			
	その他	アフリカ			その他 (ダウ・ジョーンズ 工業株30種平均)
その他資産 (投資信託証券 (株式、一般))	()	中近東 (中東)			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分の定義 >

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券 （株式、一般））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ なし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

<p>その他（ダウ・ジョーンズ工業株30種平均）</p>	<p>「その他」とは、日経225、TOPIX以外の指数をいいます。</p> <p>なお、当ファンドの対象インデックスは「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均」です。</p> <p>Dow Jones Industrial AverageSM（「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均」）</p> <p>Dow Jones Industrial AverageSM（以下「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均」といいます。）は、米国の株式市場を左右する業界における有力企業30銘柄で構成された代表的な株価指数です。いわゆる伝統的な「工業株」に限定されるものではありません。ダウ・ジョーンズ工業株30種平均は米国市場全体を計る基準として使われ、金融界、技術産業、小売業、娯楽産業、消費財市場と様々な業種からなります。その結果、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均のパフォーマンスは何百、何千という構成銘柄からなる、より複雑な指数のパフォーマンスと高い相関関係にあります。ダウ・ジョーンズ工業株30種平均は株価指数を開始した当初の計算方法とほとんど同じ方法で現在も計算されています。それは、主要取引所における構成銘柄の株価を単純に加算した合計値を現在の序数で割るという方法です。ダウ工業株30種平均は100年以上の歴史をもつ唯一の代表的な市場指数です。構成銘柄の変更は稀ですが、通常、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均を構成する企業が大規模な変遷を遂げるときなどに見直しがあります。例えば、本業の変更、他企業による買収、倒産、などの場合です。構成銘柄見直しの頻度やその時期に関しては決まっておりません。ウォール・ストリート・ジャーナル紙の主要な編集陣が彼らの裁量で必要と考えたときに銘柄入れ替えが行われます。</p> <p>構成銘柄の選定はその彼ら個々の判断によりますが、他の主要編集陣が相談にのることもあります。構成銘柄の選定要素としては、必ず米国の企業であり、業界における牽引役であること、そして投資家に広く支持され、長期間に亘って持続的成長を遂げていることです。</p> <p>「Dow Jones Industrial AverageSM」（「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均」）はCME Group Index Services LLC（「CME」）の登録商標であるDow Jones Indexesの商品で、その利用許諾についてはライセンス契約が締結されています。「Dow Jones®」、「Dow Jones Industrial AverageSM」、および「Dow Jones Indexes」はCMEと契約を締結しているDow Jones Trademark Holdings, LLC（「Dow Jones」）の商標で、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社による一定の目的のための利用が許諾されています。「Dow Jones Industrial AverageSM」を参照する当ファンドは、Dow Jones及びCME、またその関連会社により支援、奨励、販売、販売促進されておらず、Dow Jones及びCME、またその関連会社は当ファンドへの投資が望ましいかどうかについて表明はしていません。</p>
------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

当ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

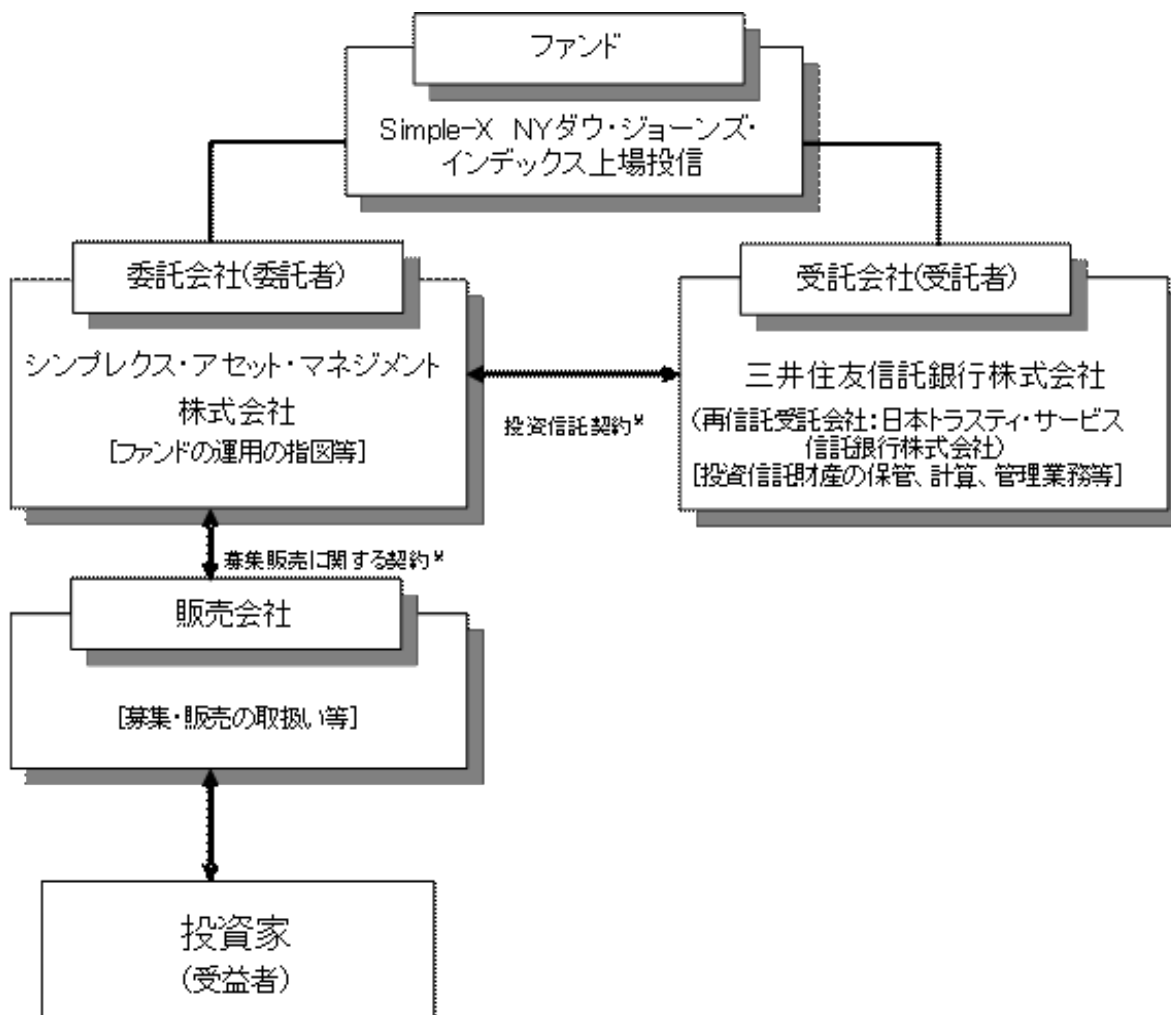
平成21年11月19日：関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成21年12月3日：自己設定申込日

平成21年12月7日：信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）

投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

2 募集・販売の取扱いに関する契約（委託会社と販売会社との契約）

受益権の募集の取扱い、一部解約金の支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書の作成等を行います。

b. 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「受益権の募集の取扱に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金の支払い等を行います。

委託者の概況

a. 資本金（平成24年12月末日現在）

3億7千万円

b. 沿革

平成11年11月 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

平成11年12月 投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号

平成12年 5月 投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号

平成13年 4月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号

平成19年 9月 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第341号

c. 大株主の状況（平成24年12月末日現在）

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

この投資信託は、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ない、円換算した対象指標の動きに連動する投資成果を目指すことを基本方針とします。

投資信託証券の合計組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向や市場の流動性などによっては実質株式組入比率が低下する場合があります。

別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、見直しを行なう場合があります。この際、新たに投資信託証券（外国投資信託を含みます。）を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。また、上記運用の基本方針は、その投資成果として対象指標の変動率との一致を保証するものではありません。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. 金銭債権
3. 約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

運用の指図範囲等

- a. 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資信託をいいます。以下同じ。）の一部またはすべてに投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 1. 国債証券
 2. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
 3. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
- b. 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とする投資信託証券の概要（別に定める投資信託証券）

<シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド>（ケイマン籍米ドル建外国投資信託）

基本方針	ダウ・ジョーンズ工業株30種平均の動きに連動する投資成果をめざして運用を行いません。
主な投資対象	主としてダウ・ジョーンズ工業株30種平均に採用されている銘柄の株式、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均に関連する株価指数先物取引および短期公社債に投資します。
運用方針	主としてダウ・ジョーンズ工業株30種平均に採用されている銘柄の株式、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均に関連する株価指数先物取引に投資を行ない、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均の動きに連動する投資成果をめざします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
収益分配	原則として、年4回、2月、5月、8月、11月に分配を行いません。ただし、分配金がゼロとなる場合があります。

信託報酬	純資産総額に対し年0.45% (国内における消費税等相当額はかかりません。) 有価証券の貸付を行った場合は、その品貸料の50%以内の額。
申込手数料	ありません。
信託財産留保金	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、管理費用、監査費用、 「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均」その他これに類する標章の使用料、法律顧問費用など。
信託期間	2058年10月31日
決算日	年1回、10月31日
投資運用会社	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
管理会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド
受託会社	シティトラスト(ケイマン)リミテッド

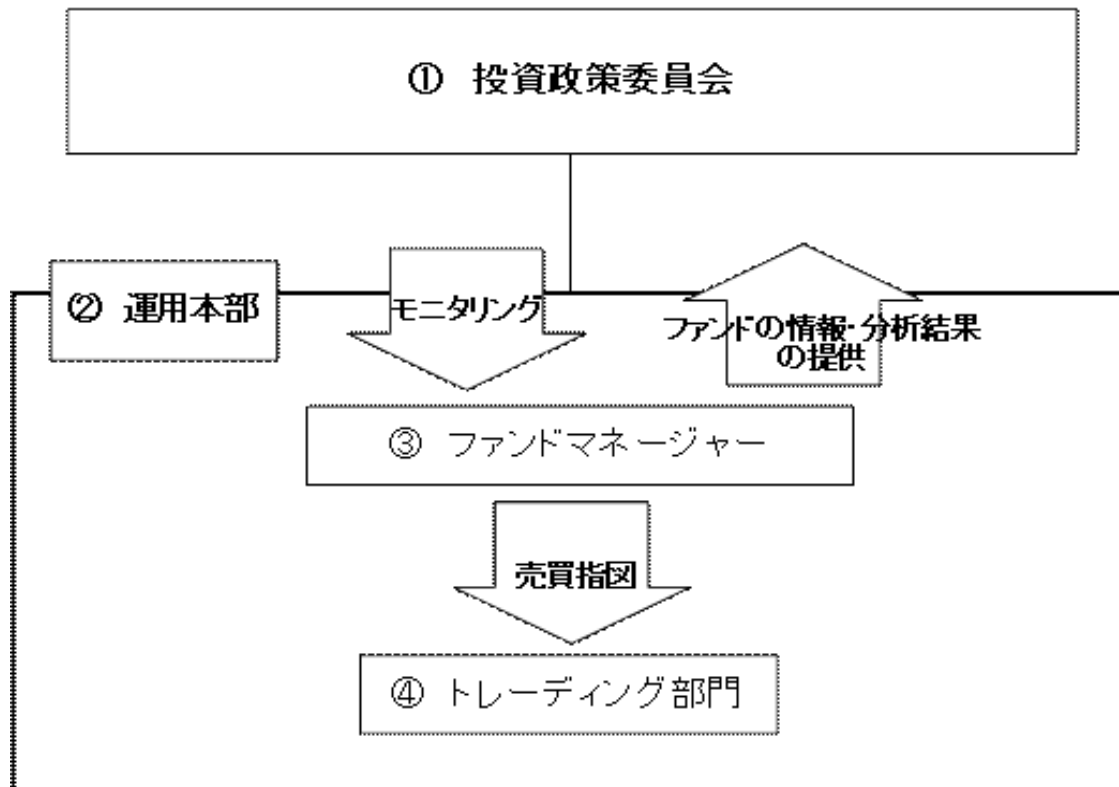
<SAMマナー・マザーファンド>

基本方針	国内の公社債への投資により、安定した収益の確保を目指して運用を行ないます。
主な投資対象	格付の高い国債および公社債を主要投資対象とします。
運用方針	格付の高い国債および公社債に投資を行ない、利息等収益の確保を目指して運用を行ないます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は行ないません。 外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保金	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。
当初設定上限額	1億円を上限とします。
信託の上限額	100億円を上限とします。
信託期間	無期限
決算日	年1回、11月30日（休業日の場合は翌営業日）
設定日	平成21年12月7日（月）
委託会社	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

受託会社	三井住友信託銀行株式会社
------	--------------

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制



ファンドの運用体制、規程等は平成25年1月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

投資政策委員会

投資政策委員会規程及び運用規程等に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

* 投資政策委員会及び商品投資委員会の構成員は、15名程度、運用本部は、10名程度、トレーディング部門は、3名程度で構成されています。

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、投資判断者服務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入れに係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則及び売買執行に関する基準（株式及び債券）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

（４）【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。

信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

毎計算期末に信託財産から生じた下記a. に掲げる利益の合計額は、下記b. に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

- a. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金
- b. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年12月6日を決算日とします。

（５）【投資制限】

主な投資制限

- a. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- c. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

その他の投資制限

- a. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- b. 外国為替予約の指図

委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- c. 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1.の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- イ. 一部解約に伴う支払資金の手当にあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

投資判断を行う前に、以下のリスクを慎重に検討しなければなりません。

- ・当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に株式の株価や為替相場の変動等の影響を受けるため、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。
- ・当ファンドは、金融機関の預金あるいは保険特約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、市場の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

信用リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて有価証券等に投資します。一般に、有価証券等に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、これらの価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、基準価額が下落することがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。

税制リスク

当ファンドが投資する外国投資信託はケイマン籍であり、ケイマン籍のファンドは、対象指標を構

成する米国の株式または対象指標に関連する株価指数先物取引に投資を行いません。したがって、米国やケイマン諸島における課税については、今後変更となる場合があります。

カントリー・リスク

投資対象国における非常事態など（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

<対象指標と基準価額の乖離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率を円換算した対象指標の変動率に一致させるよう運用することをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
- ・対象指標の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬・売買委託手数料などの費用を負担すること。
- ・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・先物取引を利用した場合、先物取引と対象指標との間に価格差があること。
- ・当ファンドの当初発行価格は、当初自己設定の前々営業日（平成21年12月3日）における対象指標の終値に当初自己設定の前営業日（平成21年12月4日）における対顧客相場の仲値を乗じて得た額を100で除した額（小数点以下は切り上げます）となります。一方、当ファンドがケイマン籍米ドル建外国投資信託「シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」の投資を行なうのは、設定日（平成21年12月7日）以降となるため、シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドが対象指標に採用されている銘柄の株式等に投資を行なうのは平成21年12月8日以降となります。当初発行価格の決定からシンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドが対象指標に採用されている銘柄の株式等に投資を行なうまでの間、当ファンドは対象指標の変動と一致した推移とはなりません。

<その他の留意点>

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情により投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び一部解約の受付を中止することがあります。

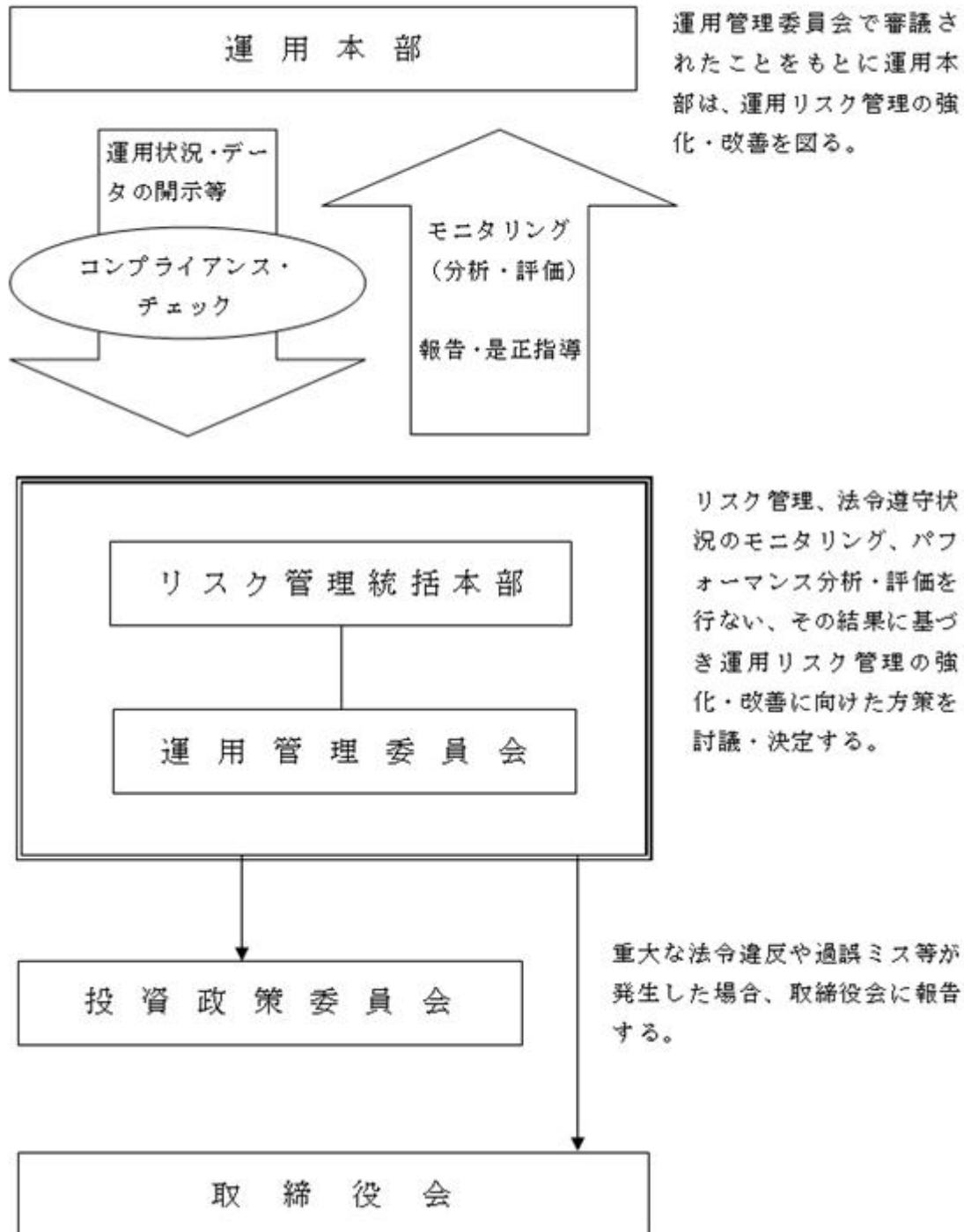
分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、配当収益等がない又は少額の場合、分配を行わない場合があります。

当ファンドの基準価額の計算は、法令および社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び投資信託証券の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格で行ないます。外貨建資産の評価は、基準価額計算日における対顧客相場の仲値で評価します。

適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

<委託会社のリスク管理体制>



上記のリスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先>

シプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

(2) 【換金（解約）手数料】

販売会社が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額率を徴することができます。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

< 照会先 >	
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	
電話番号 03-5208-5211	
< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時	
ホームページ http://www.simplexasset.com/	

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）	
当ファンド	0.1575%（税抜0.15%）以内
投資対象とする投資信託証券	0.45%程度
実質的な負担	0.6075%（税抜0.60%）程度

国内における消費税相当額はかかりません。

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.1575%（税抜年0.15%）以内の率を乗じて得た額とします。
- ・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.45%程度 がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.6075%（税抜0.60%）程度となります。
- ・投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針（2）投資対象」「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。
- ・受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬（本書提出日現在）の配分は、以下の通りとします。

	配 分（年率）
委託会社	0.105%（税抜 0.10%）
受託会社	0.0525%（税抜 0.05%）

支払時期

上記の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了日のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約代金の支払資金等に不足額が生じるときに資金の借入を行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（下記に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。

上記 に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の

負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記aからgまでに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- a. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- b. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- c. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- d. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- e. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- f. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- g. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- h. 格付の取得に要する費用
- i. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）

受益権の上場に係る費用

- ・ 新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、及び追加信託総額（毎年12月末日現在の純資産総額を基準とし、新規上場日現在の純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜0.0075%）。
- ・ 年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、0.007875%（税抜0.0075%）及びTDnet利用料。

委託者は、上記 および に定める諸経費の全部または一部の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸経費の全部または一部の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記 において諸経費の全部または一部について上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または信託期間中に、かかる上限、固定率または固定金額を何時にても変更することができます。

当該手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することは出来ません。

（５）【課税上の取扱い】

< 個人受益者の場合 >

受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して課税（下記の表を参照）されます。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。ただし、平成25年12月31日までは、1年間の売却時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の金額に対して軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%)
---------------	------------------------------------------

平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15% 地方税5%)

差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。

収益分配金の受取り時

分配金は配当所得として課税（下記の表を参照）されます。（原則として、確定申告不要。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能。）ただし、平成25年12月31日までは、1年間に受け取る収益分配金を含む上場株式等の配当等（5%以上保有の大口個人株主等が受け取る配当等は除きます。）の場合は、軽減税率による源泉徴収が行なわれず。（原則として、確定申告不要）また、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%)
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15% 地方税5%)

解約金の受取り時

解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、差益（譲渡益）に対して課税（下記の表を参照）されます。（申告分離課税の対象となり、確定申告が必要。）なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれず（原則として、確定申告不要）。ただし、平成25年12月31日までは、1年間の解約時および償還時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等に対して軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%)
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15% 地方税5%)

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

< 法人受益者の場合 >

受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

解約金の受取り時

源泉徴収は行われません。通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と解約価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

収益分配金の受取り時

源泉徴収税率については、平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）となります。

収益分配金は益金不算入の対象となりません。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成24年12月28日現在の運用状況であります。

(1)【投資状況】

種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	米国	1,194,367,888	99.83
親投資信託受益証券	日本	2,279,123	0.19
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		207,505	0.02
合計（純資産総額）		1,196,439,506	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<投資信託受益証券>

国名	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資比率 (%)
米国	投資信託受益証券	シンプレクスNYダウジョーンズ・インデックストラッカー・ファンド	110,290	10,779.21	1,188,925,011	10,829.34	1,194,367,888	99.83

<投資信託受益証券>

国名	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	SAMマネー・マザーファンド	2,276,619	10,011.00	2,279,124	10,011.00	2,279,123	0.04

【投資不動産物件】

該当なし

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの 純資産総額（円）	
第1期	（平成22年12月6日）	分配付：	1,001,559,832	分配付：	9,189
		分配落：	1,001,559,832	分配落：	9,189
第2期	（平成23年12月6日）	分配付：	995,618,937	分配付：	9,134
		分配落：	995,618,937	分配落：	9,134
第3期	（平成24年12月6日）	分配付：	1,133,857,753	分配付：	10,402
		分配落：	1,133,857,753	分配落：	10,402
平成23年12月末日		1,009,896,087		9,265	
平成24年1月末日		1,020,923,509		9,366	
平成24年2月末日		1,109,191,222		10,176	
平成24年3月末日		1,141,352,233		10,471	
平成24年4月末日		1,131,883,281		10,384	
平成24年5月末日		1,035,705,016		9,502	
平成24年6月末日		1,055,487,793		9,683	
平成24年7月末日		1,078,282,322		9,892	
平成24年8月末日		1,079,194,509		9,901	
平成24年9月末日		1,104,168,521		10,130	
平成24年10月末日		1,101,038,951		10,101	
平成24年11月末日		1,129,018,722		10,358	

平成24年12月末日	1,196,439,506	10,977
------------	---------------	--------

【分配の推移】

該当なし

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 (自平成21年12月7日 至平成22年12月6日)	0.6%
第2期 (自平成22年12月7日 至平成23年12月6日)	0.6%
第3期 (自平成23年12月7日 至平成24年12月6日)	13.9%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(参考) シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド

(1) 投資状況

種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	米国	1,190,938,471	99.71
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		3,435,517	0.29
合計(純資産総額)		1,194,373,988	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) SAMマナー・マザーファンド

(1) 投資状況

種類	時価合計(円)	投資比率(%)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	2,279,017	100.00
合計(純資産総額)	2,279,017	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	109,000	0	109,000
第2期	0	0	109,000
第3期	0	0	109,000

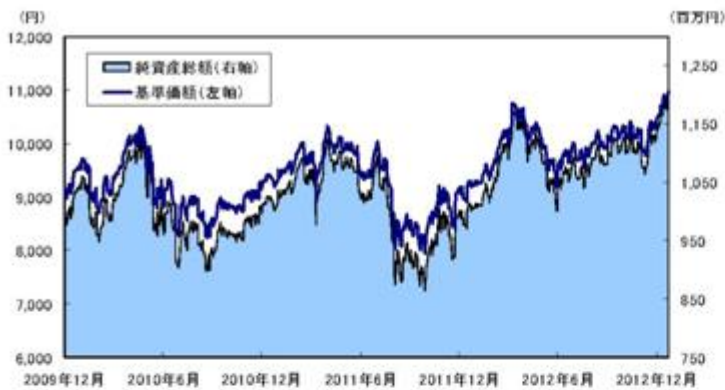
(注1) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 上記数字はすべて本邦内における設定および解約の実績です。

(参考情報) 運用実績

(2012年12月28日現在)

<基準価額・純資産の推移>



<分配の推移>

決算期	分配金
2010年12月	0円
2011年12月	0円
2012年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1口当たり、税引前の金額です。

<主要な資産の状況>

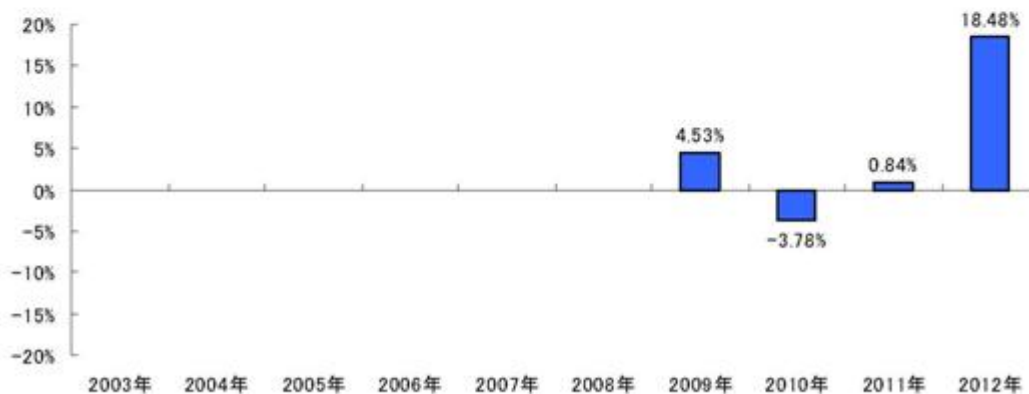
■組入資産

ファンド名	比率
シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド	99.83%
SAMマネー・マザーファンド	0.19%

■シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドの外国株式組入上位10銘柄対象指標構成銘柄の実質組入れ比率(上位10銘柄)

銘柄名	組入比率
1 IBM	11.25%
2 シェブロン	6.33%
3 3M	5.41%
4 マクドナルド	5.18%
5 キャタピラー	5.12%
6 エクソンモービル	5.07%
7 ユナイテッド・テクノロジーズ	4.79%
8 ボーイング	4.43%
9 トラベラーズ・カンパニーズ	4.19%
10 ジョンソン・エンド・ジョンソン	4.09%

<年間収益率の推移> (暦年ベース)



ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出しております。

・2009年については、設定日(2009年12月7日)から12月末までの収益率を記載しております。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

平成25年3月7日から平成26年3月6日までです。

（上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）

販売会社は、分割される受益権を、取得申込日の午後3時までに販売会社に取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（10万口）以上に対応する金額を条件として取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後3時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。

上記の規定にかかわらず、委託者は、下記a.から下記d.の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

- a. 取得申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
- b. 収益分配金を支払う予定がある場合は、毎計算期間終了日の4営業日前から2営業日前まで
- c. ダウ・ジョーンズ工業株30種平均構成銘柄の変更および増減資などに伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
- d. 上記a.のほか、委託者が、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1)投資方針」に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
- e. 上記a.からd.のほか、委託者が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断される期日および期間

上記の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（下記の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

上記の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。（手数料については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。）

上記から の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

委託者は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、委託者へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低申込口数（10万口）以上で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後3時までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後3時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。

上記の規定にかかわらず、委託者は、下記a. から下記d. の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約請求の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、当該申込みの受け付けを行なうことができます。

- a. 一部解約請求の申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
- b. 収益分配金を支払う予定がある場合は、毎計算期間終了日の4営業日前から2営業日前まで
- c. ダウ・ジョーンズ工業株30種平均構成銘柄の変更および増減資などに伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
- d. 上記a. のほか、委託者が、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1)投資方針」に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
- e. 上記a. からd. のほか、委託者が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断される期日および期間

信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、上記の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約

の一部を解約します。なお、上記の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

上記の一部解約の価額は、上記に規定する一部解約請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入有価証券の換金に係る事情その他やむを得ない事情があるときは、上記による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

上記により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日の前日を一部解約請求日として、上記の規定に準じて計算された価額とします。

販売会社は、受益者からの一部解約請求に応ずる場合は、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

換金時の費用や税金については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

運用資産の評価基準および評価方法

法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、原則として時価により評価しております。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。

(4)【計算期間】

原則として毎年12月7日から翌年12月6日までとします。

(5)【その他】

信託の終了（投資信託契約の解約）

- a. 委託者は、信託期間中において、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるような改定が行なわれたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合、または、受益権の総口数が5万口を下回ることとなった場合、もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託者は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、受託者と合意のうえ、直ちに投資信託を終了するための手続きを開始し、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託者は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面の決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. 上記c.の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権

の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- e. 上記c.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- f. 上記c.から上記e.までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記e.までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが、困難な場合には適用しません。

投資信託約款の変更等

- a. 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、約款第49条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託者は、上記a.の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合

は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.simplexasset.com/>

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

信託事務処理の再信託

- a. 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。
- b. 上記a.における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

信託業務の委託等

- a. 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- b. 受託者は、上記a.に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記a.に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- c. 上記a.および上記b.にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当

と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1.投資信託財産の保存にかかる業務
- 2.投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3.委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4.受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または上記「投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行なう場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求権の手続に関する事項は、上記「投資信託約款の変更等」で規定する書面に記載します。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い並びに収益分配金及び償還金の支払いの取扱い等に関する契約書」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

（1）収益分配金請求権

計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている受益者は、収益分配金を登録されている受益権の持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（ 2 ）償還金請求権

信託終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている受益者は、償還金を登録されている受益権の持分に応じて請求する権利を有します。

償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、上記 に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（ 3 ）一部解約請求権

受益者は、販売会社毎に定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成23年12月7日から平成24年12月6日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成23年12月6日現在)	第3期 (平成24年12月6日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	-	3,799
投資信託受益証券	995,155,606	1,131,524,843
親投資信託受益証券	2,199,671	4,279,123
流動資産合計	997,355,277	1,135,807,765
資産合計		
	997,355,277	1,135,807,765
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	255,005	286,388
未払委託者報酬	509,948	572,702
その他未払費用	971,387	1,090,922
流動負債合計	1,736,340	1,950,012
負債合計		
	1,736,340	1,950,012
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 995,715,000	1, 2 995,715,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3 96,063	3 138,142,753
(分配準備積立金)	1,040,805	1,056,922
元本等合計	995,618,937	1,133,857,753
純資産合計		
	995,618,937	1,133,857,753
負債純資産合計		
	997,355,277	1,135,807,765

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 (自 平成22年12月7日 至 平成23年12月6日)	第3期 (自 平成23年12月7日 至 平成24年12月6日)
営業収益		
受取配当金	3,776,165	6,087,971
受取利息	3	-
有価証券売買等損益	55,180,656	77,665,951
為替差損益	61,270,872	58,475,138
営業収益合計	2,314,048	142,229,060
営業費用		
受託者報酬	531,768	567,288
委託者報酬	1,063,414	1,134,447
その他費用	2,031,665 ₂	2,288,509 ₂
営業費用合計	3,626,847	3,990,244
営業利益又は営業損失()	5,940,895	138,238,816
経常利益又は経常損失()	5,940,895	138,238,816
当期純利益又は当期純損失()	5,940,895	138,238,816
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	5,844,832	96,063
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	96,063	138,142,753

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第2期 (平成23年12月6日現在)	第3期 (平成24年12月6日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 995,715,000円 期中追加設定元本額 0円 期中解約元本額 0円	期首元本額 995,715,000円 期中追加設定元本額 0円 期中解約元本額 0円
2 計算期間末日における受益権の総数	109,000口	109,000口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は96,063円であります。	—

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第2期 (自平成22年12月7日 至平成23年12月6日)	第3期 (自平成23年12月7日 至平成24年12月6日)
1. 分配金の計算過程		
A 当ファンドの配当等収益額	3,776,168円	6,087,971円
B 分配準備積立金	1,190,126円	1,040,805円
C 配当等収益額合計(A+B)	2,586,042円	5,047,166円
D 経費	3,626,847円	3,990,244円
E 収益分配可能額(C-D)	1,040,805円	1,056,922円
F 収益分配金額	0円	0円
G 次期繰越金(分配準備積立金)(E-F)	1,040,805円	1,056,922円
H 口数	0円	0円
I 分配金額(1口当たり)		
2. その他費用の内訳	監査費用 1,050,000円 印刷費用、上場申請費用等 981,665円	主に印刷費用、上場関連費用及び監査費用等であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 (自平成22年12月7日 至平成23年12月6日)	第3期 (自平成23年12月7日 至平成24年12月6日)

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資信託受益証券の投資に係る価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (平成23年12月6日現在)	第3期 (平成24年12月6日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第2期 (平成23年12月6日現在)	第3期 (平成24年12月6日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	55,180,105	77,665,159

親投資信託受益証券	658	841
合計	55,180,763	77,666,000

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第2期 （平成23年12月6日現在）	第3期 （平成24年12月6日現在）
1口当たりの純資産額 9,134円	1口当たりの純資産額 10,402円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・イン デックス・トラッカー・ファンド	110,290	1,131,524,843	
親投資信託 受益証券	SAMマネー・マザーファンド	4,274,422	4,279,123	
合計		4,384,712	1,135,803,966	

（注）投資信託受益証券、親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」および「SAMマネー・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドの受益証券、「親投資信託受益証券」は、SAMマネー・マザーファンドの受益証券であります。

尚、同投資信託の状況は以下の通りであります。

「シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

資産・負債計算書

（単位：米ドル）

区分	（平成23年12月5日現在）	（平成24年12月5日現在）
	金額	金額
資産		
株式（取得原価）	10,858,483.27	11,058,653.19
株式評価差損益	1,914,970.41	2,667,411.91
未収配当金	33,058.77	39,725.37
現金	35,377.34	16,365.00
前払登録費用	43.63	41.96
資産合計	12,841,933.42	13,782,197.43
負債		
未払監査費用	22,136.62	22,191.91
未払受託者報酬	19,528.74	20,120.52
未払管理報酬	6,691.08	7,732.50
未払商標料	3,945.20	-
負債合計	52,301.64	50,044.93
純資産	12,789,631.78	13,732,152.50
元本等		
元本	11,029,000.00	11,029,000.00
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,760,631.78	2,703,152.50
元本等合計	12,789,631.78	13,732,152.50
純資産合計	12,789,631.78	13,732,152.50
負債純資産合計	12,841,933.42	13,782,197.43

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「SAMマネー・マザーファンド」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	（平成23年12月6日現在）	（平成24年12月6日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,199,602	4,278,942
未収利息		3	6
流動資産合計		2,199,605	4,278,948
資産合計		2,199,605	4,278,948
純資産の部			
元本等			

元本	1 2	2,198,133	4,274,422
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,472	4,526
元本等合計		2,199,605	4,278,948
純資産合計		2,199,605	4,278,948
負債純資産合計		2,199,605	4,278,948

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(平成23年12月6日現在)		(平成24年12月6日現在)	
1. 期首	平成22年12月7日	1. 期首	平成23年12月7日
期首元本額	200,052円	期首元本額	2,198,133円
期首からの追加設定元本額	3,884,132円	期首からの追加設定元本額	5,765,245円
期首からの解約元本額	1,886,051円	期首からの解約元本額	3,688,956円
平成23年12月6日現在の元本の内訳(注)		平成24年12月6日現在の元本の内訳(注)	
Simple-X NYダウ・ジョーンズ・	2,198,133円	Simple-X NYダウ・ジョーンズ・	4,274,422円
インデックス上場投信		インデックス上場投信	
合計	2,198,133円	合計	4,274,422円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	2,198,133口	2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	4,274,422口

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自平成22年12月7日 至平成23年12月6日)	(自平成23年12月7日 至平成24年12月6日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは国内の公社債を主要投資対象としております。国内の公社債の投資に係る価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。</p> <p>リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。</p>	同左
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成23年12月6日現在)	(平成24年12月6日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 該当事項はありません。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成23年12月6日現在)	(平成24年12月6日現在)
1口当たりの純資産額 1.0007円 (1万口当たりの純資産額 10,007円)	1口当たりの純資産額 1.0011円 (1万口当たりの純資産額 10,011円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(イ) 株式

該当事項はありません。

(口) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年12月28日現在

資産総額	1,196,670,743円
負債総額	251,237円
純資産総額（ - ）	1,196,439,506円
発行口数	109,000口
1口当たりの純資産額（ / ）	10,977円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、信託終了日において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、信託終了日現在の受益者とし当該名義登録受益者に支払います。

償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（平成24年12月末日現在）

資本金の額	370百万円
発行する株式の総数	12,000株
発行済株式総数	7,400株

過去5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成24年12月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託の総ファンド数は53本であり、当該ファンドの純資産総額の合計は106,185百万円です。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	36	97,820百万円
単位型株式投資信託	7	3,650百万円
単位型公社債投資信託	10	4,715百万円
合計	53	106,185百万円

3【委託会社等の経理状況】

(1) 年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2) 中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
		金額		金額	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			878,260		1,027,027
2 前払費用			4,906		4,370
3 未収委託者報酬			89,596		97,659
4 未収運用受託報酬			148,138		190,524
5 未収投資助言報酬			16,627		-
6 その他			4,124		11,237
流動資産計			1,141,654		1,330,818
固定資産					
1 有形固定資産			9,918		8,769
(1) 建物付属設備	*1	7,728		*1	6,199
(2) 器具備品	*1	2,189		*1	2,569
2 無形固定資産			1,679		1,390
(1) 電話加入権			761		761
(2) ソフトウェア	*2	542		*2	343
(3) 協会基金	*2	375		*2	285
3 投資その他の資産			72,808		72,492
(1) 投資有価証券			100		-
(2) 出資金			10,000		10,000
(3) 長期差入保証金			62,708		62,492
固定資産計			84,405		82,651
資産合計			1,226,060		1,413,469

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
		金額		金額	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			12,687		15,913
2 未払金			166,576		198,875
3 関係会社未払金			18,322		18,174
4 未払費用			11,956		11,788
5 未払法人税等			52,990		65,501
6 未払消費税等			7,990		21,472
7 前受金			3,592		3,137
流動負債計			274,117		334,863
固定負債					
1 資産除去債務			16,520		16,709
2 繰延税金負債			2,527		1,811
固定負債計			19,048		18,521
負債合計			293,165		353,384

(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		370,000		370,000
2 利益剰余金				
(1) 利益準備金	19,980		19,980	
(2) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	542,915		670,105	
利益剰余金計		562,895		690,085
株主資本計		932,895		1,060,085
純資産合計		932,895		1,060,085
負債・純資産合計		1,226,060		1,413,469

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
		金額		金額	
営業収益					
1 委託者報酬		833,648		1,130,901	
2 運用受託報酬		314,586		272,809	
3 投資助言報酬		71,856		-	
4 その他営業収益		6,510	1,226,601	57	1,403,769
営業費用					
1 支払手数料		117,384		99,020	
2 調査費					
(1) 調査費		19,671		21,927	
(2) 委託調査費		134,218		144,711	
3 委託計算費		36,559		40,326	
4 通信費		3,676	311,510	7,348	313,334
一般管理費					
1 給料					
(1) 役員報酬	*2	216,760		*2 271,316	
(2) 給料・手当		225,649		223,712	
(3) 賞与・退職金等		131,980		156,023	
2 交際費		3,149		3,285	
3 旅費交通費		11,078		16,092	
4 業務事務委託費		21,295		18,866	
5 租税公課		4,434		4,986	
6 不動産賃借料		88,161		85,124	
7 固定資産減価償却費		3,519		3,839	
8 諸経費	*1	68,888	774,918	*1 87,504	870,750
営業利益			140,172		219,683
営業外収益					
1 受取利息		122		82	
2 その他の営業外収益		0	123	342	424
営業外費用					
1 支払利息		-		32	

2 為替差損	246		130	
3 その他の営業外費用	23	269	-	162
経常利益		140,025		219,944
特別損失				
1 固定資産除却損	-		101	
2 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	8,491	8,491	-	101
税引前当期純利益		131,533		219,843
法人税、住民税及び事業税	61,132		93,369	
法人税等調整額	2,527	63,660	716	92,653
当期純利益		67,873		127,190

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度		当事業年度	
		自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日		自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日	
株主資本					
資本金					
当期首残高			370,000		370,000
当期末残高			370,000		370,000
利益剰余金					
利益準備金					
当期首残高			19,980		19,980
当期末残高			19,980		19,980
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金					
当期首残高			475,041		542,915
当期変動額					
当期純利益			67,873		127,190
当期変動額合計			67,873		127,190
当期末残高			542,915		670,105
株主資本合計					
当期首残高			865,021		932,895
当期変動額					
当期純利益			67,873		127,190
当期変動額合計			67,873		127,190
当期末残高			932,895		1,060,085
純資産合計					
当期首残高			865,021		932,895
当期変動額					
当期純利益			67,873		127,190
当期変動額合計			67,873		127,190
当期末残高			932,895		1,060,085

[次へ](#)

[重要な会計方針]

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 8年～15年

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

なお、個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

2．引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

[追加情報]

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の修正により、「会計上の変更及び誤謬の修正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の修正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物付属設備	10,667千円	12,196千円
器具備品	24,209千円	20,447千円
計	34,876千円	32,644千円

* 2 無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
ソフトウェア	2,109千円	2,309千円
協会基金	75千円	165千円
計	2,184千円	2,474千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
諸経費	3,967千円	3,487千円

* 2 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
取締役	600,000千円	600,000千円
監査役	5,000千円	5,000千円

(株主資本変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年以内	61,611	63,643
1年超	149,190	79,785

合計	210,802	143,428
----	---------	---------

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

出資金はファンド組成のために拠出した資金であり、減損リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

減損リスク

当社は、出資金について、定期的に出資先の財務状態等をモニタリングしております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります

市場リスク

当社は外貨建ての預金及び営業債権について残高が僅少であり、市場リスクを管理する重要性は低いと判断しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注2）

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金・預金	878,260	878,260	-
（2）未収委託者報酬	89,596	89,596	-
（3）未収運用受託報酬	148,138	148,138	-
（4）未収投資助言報酬	16,627	16,627	-

(5) 長期差入保証金	62,708	62,708	-
資産計	1,195,329	1,195,329	-
(1) 未払金	166,576	166,576	-
(2) 関係会社未払金	18,322	18,322	-
(3) 未払法人税等	52,990	52,990	-
負債計	237,888	237,888	-

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,027,027	1,027,027	-
(2) 未収委託者報酬	97,659	97,659	-
(3) 未収運用受託報酬	190,524	190,524	-
(4) 未収投資助言報酬	-	-	-
(5) 長期差入保証金	62,492	62,492	-
資産計	1,377,703	1,377,703	-
(1) 未払金	198,875	198,875	-
(2) 関係会社未払金	18,174	18,174	-
(3) 未払法人税等	65,501	65,501	-
負債計	282,550	282,550	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

（負債）

(1) 未払金、(2) 関係会社未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（注3）金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	878,260	-	-	-
(2)未収委託者報酬	89,596	-	-	-
(3)未収運用受託報酬	148,138	-	-	-
(4)未収投資助言報酬	16,627	-	-	-
(5)長期差入保証金	-	62,708	-	-
合計	1,132,621	62,708	-	-

当事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	1,027,027	-	-	-
(2)未収委託者報酬	97,659	-	-	-
(3)未収運用受託報酬	190,524	-	-	-
(4)未収投資助言報酬	-	-	-	-
(5)長期差入保証金	-	62,492	-	-
合計	1,315,211	62,492	-	-

(注4)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

(有価証券関係)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)
該当事項はありません。

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		

未払費用否認	4,203千円	4,619千円
未払事業税	4,392千円	5,101千円
資産除去債務	6,724千円	5,948千円
繰延税金資産小計	15,319千円	15,669千円
評価性引当金	15,319千円	15,669千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
固定資産（除去費用）	2,527千円	1,811千円
繰延税金負債合計	2,527千円	1,811千円
繰延税金負債の純額	2,527千円	1,811千円

2．法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%	0.6%
住民税均等割	0.2%	0.1%
評価性引当額	6.6%	0.2%
その他	0.0%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.4%	42.1%

3．法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率の変更により繰延税金負債の純額及び法人税等調整額に及ぼす影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から12年と見積り、割引率は1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
期首残高	16,333千円	16,520千円
時の経過による調整額	186千円	189千円
期末残高	16,520千円	16,709千円

（注）前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への売上高	833,648	314,586	71,856	6,510	1,226,601

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,130,901	272,809	57	1,403,769

2 地域ごとの情報

（1）売上高

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
917,315	274,447	34,838	1,226,601

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
1,234,189	146,929	22,650	1,403,769

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	274,447	投資運用・顧問業

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	146,929	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社支配、被支配 役員の兼任	事務所 施設の 賃貸等	3,967	関係会社 未払金	18,322
親会社の 役員が支 配する会 社	㈱SIMPLEX	東京都千代田区	90,000	資産運用・ 管理	(被所有) 間接・ 31.08%	オフィス共有 事務協力関係	事務受託 収入	6,500	-	-

当事業年度（自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社支配、被支配 役員の兼任	事務所 施設の 賃貸等	3,487	関係会社 未払金	18,174

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2．取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約及び投資助言契約役員の兼任	運用受託報酬	202,591	未収運用受託報酬	120,146
							投資助言報酬(注1)	71,856	未収投資助言報酬	16,627
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係役員の兼任	委託調査費	1,741	未払金	457

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約役員の兼任	運用受託報酬(注1)	146,929	未収運用受託報酬	163,268
							委託調査費	9,060	未収金 未払金	289 2,027
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係役員の兼任	委託調査費	9,060	未収金 未払金	289 2,027

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス 非上場

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	126,066円89銭	1株当たり純資産額	143,254円79銭
1株当たり当期純利益金額	9,172円13銭	1株当たり当期純利益金額	17,187円90銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

1 株当たり純資産額

項目	前事業年度	当事業年度
	（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
当期純利益	67,873千円	127,190千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	67,873千円	127,190千円
期中平均株式数	7.4千株	7.4千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

(1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)	
		金額	
(資産の部)			
流動資産			
1 現金・預金			950,545
2 前払費用			9,009
3 未収委託者報酬			111,412
4 未収運用受託報酬			46,323
5 その他			16,531
流動資産計			1,133,822
固定資産			
1 有形固定資産			8,035
(1) 建物附属設備	*1	5,588	
(2) 器具備品	*1	2,447	
2 無形固定資産			1,249
(1) 電話加入権		761	
(2) ソフトウェア	*2	247	
(3) 協会基金	*2	240	
3 投資その他の資産			71,237
(1) 出資金		10,000	
(2) 長期差入保証金		61,167	
(3) 長期前払費用		70	
固定資産計			80,522
資産合計			1,214,345

(単位：千円)

科目	期別	当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)	
		金額	
(負債の部)			
流動負債			
1 預り金			17,828
2 未払金			27,600
3 関係会社未払金			18,694
4 未払費用			9,827
5 未払法人税等			14,421
6 未払消費税等			4,446
7 前受金			6,669
流動負債計			99,486
固定負債			
1 資産除去債務			16,805
2 繰延税金負債			1,617
固定負債計			18,422
負債合計			117,909
(純資産の部)			

株主資本		
1 資本金		370,000
2 利益剰余金		
(1) 利益準備金	19,980	
(2) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	706,456	
利益剰余金計		726,436
株主資本計		1,096,436
純資産合計		1,096,436
負債・純資産合計		1,214,345

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

科目	期 別	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
		金 額
営業収益		
委託者報酬		478,681
運用受託報酬		121,355
営業収益計		600,036
営業費用		181,446
一般管理費	*1	367,582
営業利益		51,007
営業外収益		
受取利息		28
その他営業外収益		686
営業外収益計		715
営業外費用		
為替差損		2,969
営業外費用計		2,969
経常利益		48,753
税引前中間純利益		48,753
法人税、住民税及び事業税		12,597
法人税等調整額		194
中間純利益		36,350

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科目	期 別	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
	株主資本 資本金	

当期首残高	370,000
当中間期末残高	370,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	19,980
当中間期末残高	19,980
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	670,105
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	706,456
利益剰余金合計	
当期首残高	690,085
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	726,436
株主資本合計	
当期首残高	1,060,085
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	1,096,436
純資産合計	
当期首残高	1,060,085
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	1,096,436

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	期別	第14期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

<p>1．固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8年～15年 器具備品 3年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引、及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
<p>2．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

会計方針の変更

期 別 項 目	第14期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<p>(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)</p> <p>当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 なお、この変更による当中間会計期間の損益に与える影響はありません。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第14期中間会計期間末 平成24年9月30日現在	
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備</p> <p>器具備品</p>	<p>12,807千円</p> <p>20,985千円</p>
<p>2 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア</p> <p>協会基金</p>	<p>2,405千円</p> <p>210千円</p>

（中間損益計算書関係）

第14期中間会計期間 （自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	1,245千円
無形固定資産	140千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第14期中間会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

（リ - ス取引関係）

第14期中間会計期間 （自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）	
1 . オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料	
一年以内	61,572千円
一年超	242,644千円
合計	304,216千円

（金融商品関係）

第14期中間会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

平成24年 9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	950,545	950,545	
(2) 未収委託者報酬	111,412	111,412	
(3) 未収運用受託報酬	46,323	46,323	
(4) 長期差入保証金	61,167	61,167	
資産計	1,169,447	1,169,447	
(1) 未払金	27,600	27,600	
(2) 関係会社未払金	18,694	18,694	
(3) 未払法人税等	14,421	14,421	
負債計	60,715	60,715	

注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 未払金、(2) 関係会社未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第14期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	16,709千円
時の経過による調整額	95千円
当中間会計期間の期末残高	<u>16,805千円</u>

(セグメント情報等)

第14期中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	合計
外部顧客への売上高	478,681	121,355	600,036

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国バージン諸島	その他	合計
524,274	66,604	9,157	600,036

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	66,604	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(一株当たり情報)

第14期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
1株当たり純資産額	148,167 円04銭
1株当たり中間純利益金額	4,912円25銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述していません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益	36,350千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	36,350千円
期中平均株式数	7,400株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社
資本金の額 : 342,037百万円（平成24年9月末現在）
事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託受託会社

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額 : 51,000百万円（平成24年9月末現在）
事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

(2) 販売会社

名称 : シティグループ証券株式会社
資本金の額 : 963億円（平成24年3月末現在）
事業の内容 : 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称 : S M B C日興証券株式会社
資本金の額 : 10,000百万円（平成24年9月末現在）
事業の内容 : 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- 1．目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- 2．目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- 3．届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」等として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- 4．目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- 5．届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 6．目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- 7．目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年1月9日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSimple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の平成23年12月7日から平成24年12月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の平成24年12月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

() 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月29日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山崎 慎 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月20日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 慎 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。